

広島県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十九年十一月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

病院	種類	指 定 施 設	所在地	変更 事項	変更 後
	名称				
広島厚生病院	広島市南区仁保一丁目 六番一八号		所在地		広島市南区仁保新町一丁 目五番一三号